

2008 年 11 月 28 日
大和総研制度調査部
吉井 一洋

実務対応報告公開草案第 29 号

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」 へのコメント

1. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替（公開草案 12～14 項）

- ◎ 「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替は認めるべきではない。認めるとしても公開草案どおり、「稀な場合」に限定すべきである。

理由 1 必要性が乏しい

- ◎ 「その他有価証券」は「売買目的有価証券」と異なり頻繁に売買する性格のものではないので、流動性が低下して売りに売れない状態になったからといって直ちに保有目的を変更する必要性は、乏しいものと思われる。自己資本比率規制上は、「その他有価証券」の評価損については、Tier 1 自己資本から控除しない処理が導入される予定であり、金融危機対応として、会計基準及び実務指針の取扱いの変更まで認める必要性も乏しい。

理由 2 「満期保有目的の債券」に分類できる債券の範囲の問題（クレジット・リンク債、シンセティック CDO、その他の仕組債、証券化商品など）

- ◎ 公開草案を議決する ASBJ での議論において、金融機関が「満期保有目的の債券」の分類で保有する債券は、倒産確率が万分の 1 程度の信用リスクが非常に低い債券に限られるとの指摘があった。しかし、ASBJ が平成 18 年 1 月に、クレジット・リンク債やシンセティック CDO などを区分処理せず「満期保有目的の債券」の分類できるか否かを検討した際には、銀行界等からは、「投資適格（トリプル B 格）相当」の債券も対象とするよう要望するコメントが提出されている（※1）。トリプル B 格相当の場合のデフォルトの確率は万分の 1 よりはかなり高いと思われる。どの程度の信用力の債券を「満期保有目的の債券」に分類すべきかについては、適用指針には明確には定められていない。業界の指針として定められているわけではなく、企業や各金融機関によって、ばらつきがあるものと考えられる。
- ◎ 「格付け」への信頼性に疑義が示されている現状で、「その他有価証券」から「満期保有目的」への分類変更を安易に認めると、実際には信用リスクがかなり高くなっている仕組債や証券化商品が「満期保有」に分類されてしまうリスクがある。

理由 3 実務指針ではなく、金融商品会計基準の特例となってしまう

◎公開草案に記述されているとおり、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への振替を認めることは、金融商品会計基準の取扱い―「満期保有目的の債券」に分類するためには、そのような目的であることを取得時及びそれ以降に確認できることが必要とする取扱い―を変えることになる。会計基準の改訂は、本来は時間をかけた審議が必要であり、危機時の対応として緩和することには疑義がある。危機においてこそ投資家は会計情報にセンシティブになるものであり、危機だからといって企業にとって不都合な情報の表示・開示を回避できるように会計基準を変えてしまったのでは、会計基準はその役割を果たせない。

理由 4 IASBの議論のプロセス・手続きの問題

◎IASBとのコンバージェンスの観点から見直しが必要との指摘もあるが、IASBが今回どのようなプロセス・手続きで見直しを行ったかについても考慮すべきである。

理由 5 経済効果に疑義

◎分類変更を認めることによる経済効果についても疑問がある。わが国では1998年3月期に貸し渋り対策として、それまで低価法の評価が義務付けられていた銀行の保有株式について原価法による評価を認めることとする措置がとられたことがあった。しかし当該措置導入後も株式市場の下落傾向には歯止めはかからず、融資も減少し続けた。また、最近、保有目的の分類変更を行なった欧米の金融機関の例を見ても、分類変更がこれら金融機関の株価に好影響を与えているとは思われない。

2. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の会計処理（公開草案 15 項）

◎公開草案の会計処理によれば、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に振り替えた場合、実質的には、従来の償却の処理を継続しつつ（※2）、振替後の時価の変動が貸借対照表に表示されないことになる。

◎時価で振り替えた際の時価（設例の 910）と従来の償却原価（設例の 970）との差額（設例では▲60）は、金利の調整とは言えない。安易な振替を防止するためにも、直ちに損失として計上すべきである。

3. 適用時期（公開草案第 18 項）

（1）適用期限

◎今回の措置はあくまで危機対応としての臨時的な措置であることを考慮し、公開草案で適用期限を明確に示したことは評価できる。

◎しかし、臨時的な措置であることを考えれば、適用期間はできるだけ限定し、平成 21 年 3 月 31 日までとすべきである。

◎分類の変更に関する金融商品専門委員会での中長期的な検討が、足元の危機的状況にお

ける議論に過度に影響されないようにするために、今回の措置の適用期限を平成 22 年 3 月 31 日までとする考え方もあるかもしれない。しかし、今回の措置の適用期限は一旦平成 21 年 3 月 31 日と定めた上で、その適用を平成 22 年 3 月 31 日まで延長するかどうかについては平成 21 年 3 月 31 日後に再度検討することとし、金融商品専門委員会での中長期的な見直しについては、これとは別に議論することも考えられるのではないかと。

(2) 遡及適用

- ◎遡及適用を認めれば、振替時の時価以外での振替が可能となり、企業による振替後の帳簿価額の操作が可能となってしまう。したがって、平成 20 年 10 月 1 日までの遡及適用は認めるべきではない。
- ◎公開草案では、振替の意思決定が確認できることを遡及適用の条件としているが、ASBJ での議論を見る限り、どの程度の証拠があれば意思決定を客観的に確認できるかは、作成者と監査法人との間で、見解にかなりの開きがあるように思われる。遡及適用を認めることで、実務上の混乱や記録（日付等を含む）の操作が生じることも懸念される。

※1 平成 18 年 1 月 27 日企業会計基準適用指針公開草案第 15 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」において、クレジット・リンク債やシンセティック CDO でも、元利金が保全される高い信用格付け、例えば、複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ているような場合には、複合金融商品としての区分処理をせず、「満期保有目的の債券」にも分類できるとする案が示された。

これに対して銀行界等からは「投資適格（トリプル B 格）相当」も許容する取り扱いを求めるコメントがあった。これらのコメントを受け、最終的な適用指針では、「格付機関による格付けに基づいて満期保有目的の債券として設定した適用要件を満たしている場合や、これと同等程度の客観的な信頼性を確保しえる方法により判断されている場合」は、区分処理は不要とする記述に改められた。

※2 設例のネットの有価証券利息 10 は、振替をしなかった場合の償却額（＝（1000－970）÷ 3 年）に等しい。